

平成 23 年度狛江市男女共同参画推進計画 推進状況報告書

平成 24 年 10 月

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議

目 次

1. 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について	1
2. 平成 23 年度狛江市男女共同参画推進計画 推進状況調査の実施	2
○評価基準	
○体系図	
大綱 1	5
大綱 2	15
大綱 3	22
大綱 4	31
大綱 5	38
性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	53
推進体制の強化	59
＜資料編＞	
狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱	
平成 22・23・24 年度庁内推進会議 開催日及び主な議題	
用語解説	

1. 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について

設置根拠

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱（平成 22 年要綱第 90 号）

設置目的

「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」を全庁的に推進するため

任務

- （1） 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」の推進に関すること。
- （2） 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部の決定事項に関すること。
- （3） 男女共同参画施策の在り方に関すること。
- （4） その他議長が必要と認める事項

委員構成

男女共同参画関連施策を担当する課の職員 14 名

※組織改正により、平成 24 年からは職員 15 名で構成

活動期間

2 年間（平成 22 年 10 月～平成 24 年 9 月）

活動内容

狛江市男女共同参画推進計画の推進を目指し、「狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査」の実施等の活動を行う。

2. 平成 23 年度狛江市男女共同参画推進計画 推進状況調査の実施

対象期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

対象事業：狛江市男女共同参画推進計画（狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画も含む）に掲載されているすべての事業
(194 事業)

該当課：上記の事業を担当する 14 課

「狛江市男女共同参画推進計画」の推進のため、各主管課において計画に掲載されている事業（194 事業）についての推進状況調査を実施した。

各事業の実績や評価の詳細については、5 ページ以降に掲載している。B の評価をつけている事業が約 70%と多くを占める。A は 24 事業、B は 133 事業、C は 5 事業、D は 32 事業であった。

○評価基準

各事業の担当課は、計画の基本理念及び施策別の施策評価の視点により、評価を行う。このことにより、担当課が事業の実施にあたり、計画の基本理念を改めて認識するとともに、施策評価の視点から、より具体的・客観的に振り返りを行う。

担当課が個別事業の評価をする際の基準は、以下のように設けた。

A 進んだ

（新規に事業を立ち上げたもの、事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったもの等）

B 現状維持

（同様の事業内容のもの、継続して行ったもの、ただし大綱 3 主要施策 2 の数値目標を達成している場合は A を選択）

C あまり進んでいない

（事業内容に後退が見られたもの、検討や準備を行ったもの）

D 全く進んでいない

（該当事業に着手しなかったもの）

＊23年度の庁内推進会議や本部会議等での指摘を受け、4月27日の庁内推進会議で上記のとおり、評価基準を変更した。

【参考 22年度事業の評価基準】

A 進んだ

(大きく進捗したもの、新規に事業を立ち上げたもの など)

B やや進んだ

(事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったもの など)

C あまり進んでいない

(同様の事業内容のもの)

D 全く進んでいない

(該当事業に着手しなかったもの、検討や準備を行ったものはCを選択)

【体系図】

大綱

施策

1 男女平等意識の確立

- 1 男女平等意識を育む学校教育
- 2 多様な学習機会の確保
- 3 地域活動への支援
- 4 家庭における意識改革
- 5 男女共同参画社会の形成

2 女性の人権の確保

- 1 法・制度の普及
- 2 人権意識の啓発
- 3 メディアへの対応・広報等の取組み
- 4 相談体制の強化
- 5 人権意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの確保

3 政策・方針決定過程への女性の参画

- 1 市政における男女平等
- 2 行政分野における男女平等
- 3 市民活動における男女平等

4 就労環境の整備
ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 法・制度の周知・啓発
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 労働者の権利の確保
- 4 事業者との連携強化
- 5 自営業・農業における男女平等の推進
- 6 双方向の情報交換
- 7 チャレンジへの支援

5 子育て・介護を支える
環境の充実

- 1 子育てサービスの充実
- 2 介護サービスの充実
- 3 人材の確保と研修
- 4 男女平等意識の啓発
- 5 暮らしやすい環境づくり
- 6 地域福祉活動の促進
- 7 生きがいづくりの推進
- 8 子育て世代が交流できる場づくり・民間団体への支援

○狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

○推進体制の強化

- 1 取組みの方針
- 2 推進体制強化に向けた取組み

大綱 1 男女平等意識の確立

施策

1 男女平等意識を育む学校教育

児童・生徒が人権尊重を基盤にした男女平等観を自ら形成するように、学校における男女平等教育の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識を払拭させます。また、教職員における適正な男女平等観に立った教育の推進のために、教職員への研修を充実させます。

【施策評価の視点】

- ① 学校において、男女平等教育を推進しているか。
- ② 職場としての学校において、男女平等を推進しているか。
- ③ 教職員の研修において、男女平等教育の啓発を行っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
1	1	男女平等に関する人権教育	社会科、家庭科などの教科だけでなく道徳、総合的な学習の時間、特別活動などにおいて男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される指導を推進するとともに、学んだことを実践的行動と結びつける指導を実施した。	B	教育課程及び人権教育の年間指導計画にのっとり推進した。	指導室
1	2	小中学校における男女混合名簿等の活用	学級や学年で出席簿の様式が不統一になっていることのないよう指導するとともに、名簿は必要に応じて適切に使い分けることの必要性についても指導した。	B	前年度事業の継続のため。	指導室
1	3	進路指導における男女平等の推進	年間 4 回の進路指導主任会を実施し、児童・生徒の個性と能力を伸ばすとともに、能力・適性を生かした進路を選択することができるよう指導・助言した。	B	年間計画に基づき主任会を実施し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めた。	指導室

1	4	教職員研修における男女平等の充実	人権教育の悉皆研修を実施するとともに、年5回開催する人権教育推進委員会において「人権教育推進の啓発資料」を作成した。	B	市内全教員が悉皆研修に参加し、啓発資料を基に人権尊重を基盤にした教育活動を推進した。	指導室
---	---	------------------	--	---	--	-----

2 多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女平等に関する意識を育むことのできる学習機会の提供を図ります。生涯学習事業における保育の充実など、学習しやすい環境整備を進めます。

【施策評価の視点】

- ① 男女平等意識を育むことのできる学習機会を提供しているか。
- ② 誰もが学習しやすい環境づくりを進めているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業担当課
2	1	男女共同参画推進フォーラム等の実施	狛江市男女共同参画推進委員会を設置し、狛江市男女共同参画推進フォーラム「イクメン(育児男子)を応援 パパも育児を楽しめば」を開催した。(講演者 東浩司氏。参加者 47 名。) 国際ソロプチミスト東京-狛江主催「ここちよい社会と生き方を考えるシンポジウム 人生いつでもスタートライン」に共催した。(講演者 樋口恵子氏。参加者約 400 名。)	A	新規に事業を立ち上げたため。	政策室

2	2	男女共同参画に関する市民の活動などに関する資料の整備と情報提供	国、都等の男女共同参画に関する冊子、また他の自治体等で実施する講座、講演会等のチラシを市役所2階男女共同参画コーナー等を利用して配布した。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
2	3	男女共同参画に関する市民の活動などについての資料の整備と情報提供	保育室だよりの一年間のまとめを作成した。 必要に応じて資料の整備を行った。	B	前年度事業の継続のため。	公民館
2	4	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	国、都、他の自治体等が作成したパンフレット、啓発誌等を活用して配布した。 次年度、狛江市男女共同参画推進委員会で啓発誌を作成する予定。	C	狛江市男女共同参画推進委員会を設置し、検討を開始したため。	政策室
2	5	社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）	女性セミナーⅠ「大人のしゃべり場～お母さんを支えるグループワーク～」全7回、女性セミナーⅡ「子育てについて考える」全14回を開催した。	A	女性セミナーⅠにおいても、新たに保育サービスを行った。	公民館
2	6	公の社会教育講座に伴う乳幼児の保育	保育付きセミナーとして女性セミナーⅡ「子育てについて考える」全14回を開催した。	A	保育付きセミナーということを強調して、受講者を募集している。	公民館
2	7	女性問題関係図書目録の作成配布	例年、男女共同参画週間に合わせて関係図書の集中展示及び図書目録を作成していたが、23年度については別期間の展示となった。	B	別期間とはいえ、展示を行い、簡易な目録を作成することができた。	図書館

2	8	女性問題関係 図書の収集充 実と利用の促 進	引き続き、女性問題関係図書の収 集充実を図り、利用者に提供した。	B	図書の収集提 供については、 意識して行っ ているが、利用 促進について の新しい試み はなかった。	図 書 館
---	---	---------------------------------	-------------------------------------	---	--	-------------

3 地域活動への支援

地域のボランティア活動やPTA、町会・自治会活動などで、上下関係のない地域活動、イベントを通して男女平等意識を育むために、地域活動の活性化に向けた支援を行います。

【施策評価の視点】

男女平等意識が育まれるような、地域活動の活性化に向けた支援を行っているか。

施 策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事 業 担 当 課
3	1	女性問題に関 する知識経験 などを地域に 還元する仕組 みの構成	実施せず。	D	未実施のため。	政 策 室
3	2	男女平等意識 を育むコミュ ニティ活動の 充実	地域センター運営協議会への助 成金支出。地域センター運営協議会 の活動を支援し、地域コミュニティ 活動の活性化を図る。地域センター 運営協議会で、男の料理教室など、 男女平等意識を育む事業の実施。 町会・自治会へのコミュニティ活 動活性化助成金支出。 取組み支援、地域活動の情報提 供。	B	前年度事業の 継続のため。	地 域 活 性 課

3	3	公民館だより等による男女平等に関する活動状況の広報	公民館だよりを年2回発行した。	C	前年より発行回数は増えたが、年4回は発行したい。	公民館
3	4	女性団体ネットワークづくりの支援	実施せず。	D	未実施のため。	政策室
3	5	子育てネットワークの形成	親同士のつながりづくりのため、野川たんぼ広場で、地域の子育て支援者の育成のため保育ボランティア講座を実施した。 子ども家庭支援センターでは子育てひろばを実施し、親同士のつながりづくりを進めた。	B	前年度同様事業を実施し、子育てネットワークの形成に努めた。	子育て支援課
3	6	社会教育活動への支援（女性団体）	・ 団体主催の催し及び大会の後援名義等使用の承認 ・ 各種施設使用料の減額 ・ 各事業の情報提供	B	前年度事業の継続のため。	社会教育課
3	7	女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	記事を掲載するにあたっては、常日頃から男女平等の視点をもって掲載するよう努めている。	B	前年度と同様に男女平等の視点に立って、掲載できたため。	政策室
3	8	女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	国の機関である「マザーズハローワーク東京」を案内。相談があった場合、案内チラシを渡す。	B	前年度同様、関係機関と連携を取り、被害者の総合的な相談及び支援体制に努めたため。	子育て支援課

3	9	公民館活動団体の連携支援と情報提供	要望があるごとに、連携支援や情報提供をしていく。	B	前年度事業の継続のため。	公民館
3	10	公民館活動団体への保育による支援	部屋が空いていれば、活動団体の活動中の保育の場所として、中央公民館では子ども室、西河原公民館では幼児室を貸し出す。どちらも原則保育は団体自身が行うが、中央公民館の月曜日と木曜日の午前中は年度当初登録した人に限り保育者グループが保育する。登録者は別に月1回土曜日の保育者運営会議に出席することが必要である。	B	子ども室、幼児室の利用を勧めた。	公民館

4 家庭における意識改革

家事・子育て・介護等、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、アンペイドワークに対する認識や自営業の経営と家計分離の普及啓発等の促進に向け、男女共同参画に関する情報提供を図ります。

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する意識啓発や情報提供をしているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業担当課
4	1	家庭における男女平等教育の推進	男女共同参画推進フォーラム開催による啓発を行った。国、都等が作成したパンフレット、啓発誌等を活用して配布した。	B	継続して啓発を行ったため。	政策室

4	2	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	男女共同参画推進フォーラム開催による啓発を行った。国、都等が作成したパンフレット、啓発誌等を活用して配布した。	B	継続して啓発を行ったため。	政策室
4	3	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	障がい者介護の相談の際、男女共同責任分担についての情報提供、促し等を行っている。	B	前年度事業の継続のため。	福祉サービス支援室
4	4	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	「こまへの介護保険」「シルバーガイドブック」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課
4	5	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	ママパパ学級 年 12 回 （1 回 3 日間、3 日目は土曜日） 実人数 母親 205 名、父親 136 名 延人数 母親 438 名、父親 151 名	B	前年度事業の継続のため。	健康支援課
4	6	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブックの中で、ママパパ学級の紹介を行った。父親対象の子育て講座「産後のママをどうやってサポートすれば良いの？」を実施した。	A	アンケート等から把握したニーズを踏まえ、事業を展開した。	子育て支援課

4	7	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	実施せず。	C	平成 23 年度は、男性の育児事業を主題とした講座は、行うことができなかった。	公民館
4	8	両性の尊重と性にかかわる教育の推進	各学校において心身の発達段階等を踏まえ、教育活動の内容に応じて男女の違いに配慮した指導や活動の場面等を確保した。	B	健康診断、体育活動における着替え、運動会などにおける各種競技において具体的な対応と指導を実施した。	指導室
4	9	アンペイドワーク、自営業の経営と家計分離に関わる情報の提供	国、都等が作成したパンフレット、啓発誌等を活用して配布した。	D	直接的にこの表現を用いた情報提供は行っていない。	政策室
4	10	アンペイドワーク、自営業の経営と家計分離に関わる普及・啓発	実施せず。	D	未実施のため。	地域活性課

5 男女共同参画社会の形成

市は、本計画の推進に向けて積極的に取り組むとともに、市民・事業者が男女共同参画社会の形成に取り組むために、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、男女平等意識をより高めていくために、周知啓発を推進します。

【施策評価の視点】

- ① 市民や事業者が男女共同参画を推進するために、環境づくりを進めているか。
- ② 男女平等意識をより高めるために、周知啓発を推進しているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
5	1	男女共同参画に関する市民意識調査	実施せず。	D	計画改定時に実施を検討する。	政策室
5	2	国、都、他の自治体等の資料収集	国、都、他の自治体等からの資料を市役所2階男女共同参画コーナー等を利用して配布した。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
5	3	国、都、他の自治体等の資料収集	PRの資料は、順次チラシラック等に配架し、市民の目に触れ、手に取れるように配慮した。また、ポスターも掲示し、市民の目に触れるよう配慮した。	B	前年度事業の継続のため。	公民館
5	4	広報「こまえ」による男女共同参画に関する広報	シンポジウム、フォーラム等の広報記事を掲載した。また、国や都等からの依頼に応じ、関連記事を掲載した。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
5	5	女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法及び実態の調査研究	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。女性に限定していないが、起業に関する相談は商工会を紹介し、相談を行った。	B	前年度事業の継続のため。	地域活性課
5	6	男女共同参画施策推進状況の調査	男女共同参画関連施策を担当する課に調査依頼をし、男女共同参画推進計画庁内推進会議委員が中心になって、事業実績等をまとめた。	A	21 年度は計画改定時であり、調査を行わなかったため。	政策室

5	7	国・都・区市町村との連携	行政機関男女雇用平等問題連絡会議、市町村男女平等参画施策担当課長会・職員連絡会への出席。意見交換を行い、他の自治体担当者との連携をとっている。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
5	8	女性問題講演会の実施	女性セミナーⅠ「大人のしゃべり場～お母さんを支えるグループワーク～」全7回、女性セミナーⅡ「子育てについて考える」全14回を開催した。	B	女性セミナーⅠでは母と思春期の子、女性セミナーⅡでは母と乳幼児期の子とのかかわり方について学び考えた。	公民館
5	9	売買春をなくすための啓発	実施せず。	D	未実施のため。	政策室
5	10	国・都への法整備の要請	実施せず。	D	要請することがなかったため。	政策室
5	11	男女共同参画についての標語等の募集	実施せず。	D	未実施のため。今後検討する。	政策室

大綱 1 の各課事業の評価集計（単位：事業）

A 進んだ	5
B 現状維持	27
C あまり進んでいない	3
D まったく進んでいない	8
計	43

大綱 1 の評価 理由

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため。 施策 2「多様な学習機会の確保」では新規事業の立ち上げ等事業の進捗が見られ、施策 4「家庭における意識改革」においても、既存事業の展開を図ることができた。一方で、着手していない事業も一部見られた。
---	---

提言

- ① 新規に取り組んだ事業や事業展開を図ったものについては、その事業が定着するよう、また、前年度継続事業については、より推進するよう努める必要がある。
- ② 男女共同参画についての標語等^の募集等、未着手事業についても進めるよう努力すべきである。

大綱 2 女性の人権の確保

施策

1 法・制度の普及

法・制度の情報を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する法や制度の情報を提供しているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
----	--------	-----	---------	----	------	---------------

1	1	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国、都からの資料の送付があった際に配布し、周知を行った。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
---	---	---------------------	------------------------------	---	--------------	-----

2 人権意識の啓発

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスが女性の人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また、男性が暴力によらない問題解決の方法を身につけるよう、加害者をつくらないために、学校教育や社会教育において意識啓発に取り組めます。特に、事業所や市役所をはじめ、教育や社会福祉などの場における男女平等に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発に取り組めます。

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する研修やセクシュアル・ハラスメント防止、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発に取り組んでいるか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業担当課
2	1	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女平等理解のための職員研修会実施。参加者 29 名。 ハラスメント（パワハラ・セクハラ）防止研修を実施。参加者 27 名。	B	男女平等理解のための研修を実施したため（隔年で実施）。	職員課
2	2	男女平等に関する人権意識の啓発	人権問題については、男女平等に関するものに限らず広範な問題を含んでいるため、総合的な人権啓発を行っている。 人権週間での街頭啓発の実施。毎月第 3 木曜日に、人権擁護委員による「人権身の上相談」の実施。 小学生人権メッセージ・中学生人権作文の実施、冊子の作成。	B	前年度事業の継続のため。	政策室

3 メディアへの対応・広報等の取組み

メディアを通じて様々な場面における女性参画の姿が広く知られることが、男女平等意識の啓発と女性の人権を守る大きな力となることから、多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

メディアによりもたらされる情報は個人の意識や社会に与える影響が大きいことから、固定的な性別役割分担や女性を性の対象とする男女の人権侵害につながる可能性のある表現について、男女平等の視点からの配慮が必要です。

市が作成する広報、出版物等はその表現が社会的基準とみなされることから、特に表現への配慮が必要です。また、市民のメディア・リテラシー（情報活用能力）を育成し、身につけることができるよう、情報提供と学習機会の提供・支援を行っていきます。

【施策評価の視点】

- ① 多様なメディアを通して、女性の参画状況の情報提供をしているか。
- ② 広報等作成の際には、男女平等の視点から表現への配慮をしているか。
- ③ メディア・リテラシーを育成するための支援を行っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
3	1	多様なメディアを活用した情報提供	広報こまえ、市のホームページ、ツイッター等を利用し、情報提供を行う。	B	提供にあたっては、各課からの情報提供が必要。	政策室
3	2	メディア・リテラシー（情報活用能力）向上の支援	実施せず。	D	未実施のため。	公民館

4 相談体制の強化

夫・パートナーからの暴力等、苦情や相談を受け付ける身近な窓口の設置と、中・長期的な自立に向けた支援や被害者の精神的なケアを実施できるよう、既存の一時避難場所の紹介や配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討等、関係機関や民間組織と連携して取り組みます。

あわせて、専門相談体制の整備や専門性を備えた女性職員の拡充等の相談体制の充実を図ります。

【施策評価の視点】

- ① 関係機関や民間組織と連携して、支援に取り組んでいるか。
- ② 相談体制の充実を図っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
4	1	女性問題担当 窓口・女性相 談の強化	毎月第2・4・5水曜日にカウンセ セラーによる女性悩みごと相談を 実施。男女共同参画週間と女性に対 する暴力をなくす運動にあわせ、6 月と11月には、夜間相談を実施し た。 相談件数 21 件	B	前年度事業の 継続のため。	政 策 室
4	2	女性問題担当 窓口・女性相 談の強化	広報「こまえ」で相談業務の周知 (毎月1回)。市役所正面玄関に相 談業務の掲示。 母子自立支援員による相談窓口 における対応及び電話相談。必要に 応じて家庭訪問、関係機関との連 絡・連携による相談援助活動、情報 提供。	B	母子自立支援 員における相 談援助活動の 中で関係機関 と連携をとり、 相談体制の充 実に努めたた め。	子 育 て 支 援 課
4	3	女性への暴力 等の人権相談 の充実	毎月1回人権身の上相談を実施 した。	B	前年度事業の 継続のため。	政 策 室

4	4	女性への暴力等の人権相談の充実	母子自立支援員が、窓口及び電話にて暴力等の相談を受けるとともに、必要な情報の提供を行った。また、被害者の支援体制、関係機関の連携に努めた。	B	関係機関と連携を取り、被害者の総合的な相談及び支援を行ったが、体制の充実には至らなかったため。	子育て支援課
4	5	24 時間受付体制ホットラインの整備	実施せず。	D	未実施のため。	政策室
4	6	緊急一時保護事業の実施	母子自立支援員による緊急一時保護施設への保護など、被害者への安全確保を最優先に取り組んだ。 また、市独自に母子自立支援施設と契約を結び、緊急一時保護施設の確保を行った。	A	被害者の安全を確保するため、一時保護施設の活用を適切に行うよう努めるとともに、新たに一時保護施設を確保し、体制の整備を図ったため。	子育て支援課

5 人権意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの確保

幼児期から青少年期におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及と実践が大切なことから、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

思春期、月経時、妊娠、出産期、更年期、高齢期等、女性の生涯を通じた適切な保健事業を推進します。

【施策評価の視点】

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及と啓発を行っているか。
- ② 人権教育を進めているか。
- ③ 女性の生涯を通じた適切な保健事業を推進しているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
5	1	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	実施せず。	D	未実施のため。	健康 支援 課
5	2	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透	実施せず。	D	未実施のため。	政 策 室
5	3	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透	健康相談 実施回数 12 回 延人数 90 名 ママパパ学級 年 12 回 (1 回 3 日間、3 日目は土曜日) 実人数 母親 205 名、父親 136 名 延人数 母親 438 名、父親 151 名	B	前年度事業の継続のため。	健康 支援 課
5	4	性にかかわる指導の適正実施	保健主任会、生活指導主任会において性にかかわる指導の考え方、進め方について協議し、各学校が指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施した。	B	都教委が作成した「性教育の手引」を参考に、養護教諭との連携も図り適正に実施した。	指 導 室
5	5	家庭における両性の尊重と性教育の推進	実施せず。	D	未実施のため。	政 策 室

5	6	家庭における 両性の尊重と 性教育の推進	女性セミナーⅠ「大人のしゃべり 場～お母さんを支えるグループワ ーク～」全7回、女性セミナーⅡ「子 育てについて考える」全14回	B	主に親子関係 をテーマにし ているため。	公 民 館
5	7	テレフォン健 康相談の実施	実施せず。	D	未実施のため。	健 康 支 援 課
5	8	保健指導の充 実	こんにちは赤ちゃん訪問 訪問件数 486 件	B	前年度事業の 継続のため。	健 康 支 援 課
5	9	啓発資料（母 性保健資料） の作成配布	母子保健バックの交付 交付数 640 件	B	前年度事業の 継続のため。	健 康 支 援 課
5	10	父親学級の実 施	ママパパ学級 年12回 (1回3日間、3日目は土曜日) 実人数 母親 205名、父親 136名 延人数 母親 438名、父親 151名	B	前年度事業の 継続のため。	健 康 支 援 課
5	11	各種健診事業 の充実	特定健康診査 6,255 名 健康診査 4,074 名 胃がん検診 1,200 名 肺がん検診 1,455 名 子宮がん検診 1,446 名 乳がん検診 1,052 名 大腸がん検診 1,320 名 骨密度検査 632 名	B	前年度事業の 継続のため。	健 康 支 援 課

大綱2の各課事業の評価集計（単位：事業）

A 進んだ	1
B 現状維持	15
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	6
計	22

大綱2の評価 理由

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため。 緊急一時保護施設を新たに確保することで、配偶者・パートナーからの暴力について、被害者の安全に配慮した体制の整備を図ることができた。一方で、着手していない事業も一部見られた。
---	---

提言

① 前年度継続事業については、機会及び内容の拡充を図るため、積極的な予算要求を行うべきである。 ② 未着手事業については着手していない理由を整理した上で、担当課の見直しも視野に入れながら早急に着手に向けた取組みを行うべきである。
--

大綱3 政策・方針決定過程への女性の参画

施策

1 市政における男女平等

男女が幅広く市政に参画できるように、市政に参画する市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行います。

【施策評価の視点】

幅広く市政に参画できるように、市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行っているか。

施策	NO	事業名	23年度実績	評価	評価理由	事業担当課
----	----	-----	--------	----	------	-------

1	1	市政に参画する情報提供	広報、ホームページを利用して審議会等の開催、市民委員の募集などの情報提供を行っている。主管課からの依頼により、「広報こまえ」及び市ホームページに掲載する。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
1	1	市政に参画する情報提供	23年度は特別職報酬等審議会を開催せず。	D	未実施のため。	職員課
1	1	市政に参画する情報提供	「音楽の街ー粕江」構想推進委員会の開催予定をホームページ、広報を通じて行った。	B	前年度事業の継続のため。	地域活性課
1	1	市政に参画する情報提供	委員会の開催、議事録等について広報、ホームページで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため。	福祉サービス支援室
1	1	市政に参画する情報提供	新設特別養護老人ホーム運営法人選定委員会及び地域包括支援センター運営協議会の市民委員公募を行った。開催予定、協議会議事録を広報及びホームページで公表した。 介護保険推進市民協議会については任期継続であったため、市民委員の公募は行わなかったが、開催予定、協議会議事録を広報及びホームページで公表した。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課

1	1	市政に参画する情報提供	国民健康保険運営協議会は市民委員を広報で募集し、議事録をホームページで公表した。 健康づくり推進協議会は市民委員を広報で募集し、議事録をホームページで公表した。	B	前年度事業の継続のため。	健康支援課
1	1	市政に参画する情報提供	子育てサイトの構築、運営のために子育てサイト編集委員会を設置し、市民委員を公募した。	A	広報等で情報提供を行い、多数の市民委員の応募があった。	子育て支援課
1	1	市政に参画する情報提供	公募市民委員の募集について、広く情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため。	児童青少年課
1	1	市政に参画する情報提供	市民委員の募集や審議会等開催等のお知らせをホームページや広報で広く周知し、情報提供に努めた。	B	周知は行っているが、今後も広く周知を行っていく。	環境管理課
1	1	市政に参画する情報提供	各審議会等の市民委員は広報などを利用して公募を行った。 各審議会等の傍聴は広報等を利用して広く情報提供を行った。	B	男女問わず平等に情報提供を行っているため。	都市整備課
1	1	市政に参画する情報提供	地域特別支援教育推進連絡協議会の開催等について、広報等により情報提供を行った。	B	情報提供の仕方等については、他の計画等と比較し大きな相違はない。	指導室

1	1	市政に参画する情報提供	市民委員の公募及び委員会開催等のお知らせを広報・ホームページ等により広く情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため。	社会教育課
1	1	市政に参画する情報提供	西河原公民館図書室で行政資料の閲覧、貸出を行った。両館とも市の広報、チラシ、パンフレット等情報の提供を行った	B	前年度事業の継続のため。	公民館
1	1	市政に参画する情報提供	引き続き、市政情報に関する資料を収集し、利用者に提供、また市のホームページを閲覧できるパソコンを1台設置し、情報提供を行っている。市民委員の募集・協議会開催予定等については、各課からの依頼に応じて広報に協力している。	B	市政情報の収集はできる限り行っているが、特に新しい試みはなかった。	図書館

2 行政分野における男女平等

行政が自ら積極的な男女平等を実践するために、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の確保に努めます。審議会・委員会等への女性登用を進め、すべての審議会・委員会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成となることを撤廃し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう、是正措置をとります。

【施策評価の視点】

- ① 職員の能力向上と育成を図っているか。
- ② 審議会等委員における男女のどちらかの割合が、40%を下回っていないか。

施策	N O	事業名	23年度実績	評価	評価理由	事業担当課
----	--------	-----	--------	----	------	-------

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	委員の募集を行う際には、特に条件の設定は行わず、また、広く募集の情報が行き渡るように、広報・ホームページ等を活用し、募集を行う。公募市民委員選考の際、同点者が出る時には、性別に配慮するなど、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」で定めている。 ・狛江市長の資産等の公開に関する審査会委員 計 5 名（男性 4 名 女性 1 名） ・情報公開審査会委員 計 5 名（男性 4 名 女性 1 名） ・個人情報保護審査会委員 計 5 名（男性 4 名 女性 1 名） ・個人情報保護審議会委員 計 7 名（男性 7 名 女性 0 名） ・外部評価委員会委員 計 7 名（男性 5 名 女性 2 名） ・市民参加と市民協働に関する審議会委員 計 13 名（男性 11 名 女性 2 名） ・市民活動支援センター開設準備委員会委員 計 11 名（男性 8 名 女性 3 名） ・男女共同参画推進委員会委員 計 4 名（男性 1 名 女性 3 名）	B	女性の割合が 40%を下回っているため。男女関係なく広く募集を行っているが、意識的に片方の性に偏らないような配慮をすることはできない。	政策室
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	23 年度は特別職報酬等審議会を開催せず。	D	未実施のため。	職員課

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	「音楽の街一泊江」構想推進委員会 計10名 男性4名（うち市民委員2名）、女性6名（うち市民委員2名）	B	前年度と同様のため。男女の区別なく依頼及び募集している。	地域活性化課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・市民福祉推進委員 計20名（男性13名 女性7名） ・地域自立支援協議会委員 計16名（男性10名 女性6名） ・障害程度区分認定審査会委員 計6名（男性3名 女性3名）	B	前年度と同様のため。政策方針決定等における女性参加の場を設けているが、十分とはいえない。	福祉サービス支援室
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・新設特別養護老人ホーム運営法人選定委員会委員 計5名（男性3名 女性2名） ・地域包括支援センター運営協議会委員 計9名（男性7名 女性2名） ・介護保険推進市民協議会委員 計12名（男性8名 女性4名） ・介護認定審査会委員 計31名（男性22名 女性9名） ・養護老人ホーム入所判定委員会委員 計4名（男性3名 女性1名）	B	前年度と同様のため。	介護支援課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・国民健康保険運営協議会委員 計11名（男性8名 女性3名） ・健康づくり推進協議会委員 計10名（男性5名 女性5名）	B	前年度と同様のため。	健康支援課

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	子育てサイト編集委員会を設置した。市民委員 21 名全員が女性であった。	B	委員会市民委員が全員女性であるため。	子育て支援課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・青少年問題協議会委員 計 25 名（男 17 名 女 8 名） ・青少年問題協議会小委員会委員 計 14 名（男 8 名 女 6 名） ・青少年委員 計 8 名（男 3 名 女 5 名）	B	前年度と同様のため。	児童青少年課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・環境保全審議会委員 計 12 名（男性 10 名、女性 2 名） ・環境保全実施計画推進委員会委員 計 11 名（男性 9 名、女性 2 名） ・環境基本計画改定検討委員会委員 計 7 名（男性 7 名、女性 0 名）	B	男女構成比が 1～2 割と、平成 22 年度とあまり変わらなかったため。	環境管理課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・都市計画マスタープラン改定委員会委員 計 18 名（男性 15 名 女性 3 名） ・都市計画審議会委員 計 14 名（男性 13 名 女性 1 名） ・まちづくり委員会委員 計 10 名（男性 8 名 女性 2 名） ・地域公共交通会議委員 計 13 名（男性 13 名 女性 0 名） ・コミュニティバス市民検証委員会委員 計 9 名（男性 9 名 女性 0 名）	B	男女を問わず公募等を行っているものの、結果的に女性の割合が 40% を下回っているため。	都市整備課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	地域特別支援教育推進連絡協議会委員 計 12 名（男性 8 名 女性 4 名）	B	協議会の内容により専門性等を考慮して人選した。	指導室

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・社会教育委員 計8名（男性7名 女性1名） ・文化財専門委員 計6名（男性4名 女性2名） ・スポーツ推進委員 計12名（男性5名 女性7名） ・スポーツ推進審議会委員 計6名（男性5名 女性1名）	C	男女問わず選出したが、女性割合が40%を下回っている委員会及び審議会があるため。	社会教育課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	公民館運営審議会委員 計9名（男性5名 女性4名）	A	前年と同様だが、数値目標を達成しているため。	公民館
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	図書館協議会委員 計8名（男性5名 女性3名）	C	任期中の人事異動により、1名委員の入れ替えがあったため、男女比に偏りが出た。	図書館
2	2	女性管理職の確保	女性管理職昇任者なし。	B	新たに管理職となった者はいないが、退職者もいないため。	職員課

3 市民活動における男女平等

地域における市民活動等において、男女が平等に方針決定の場に参画できるように、NGO・NPOや市民団体の活動を支援します。

【施策評価の視点】

男女が平等に役職につく等、方針決定の場に参画できるように、地域の市民活動に啓発を行っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
3	1	NGO、NPO、市民活動団体への支援	市民協働事業提案制度等の案内の記事を「広報こまえ」及び市ホームページに掲載する。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
3	2	NPO、市民活動団体への支援	市内 NPO 団体に「市民公益活動事業補助金(新しい風補助金)」等の情報の提供。 市民活動・生活情報誌「わっこ」を毎月発行とし、その中で、団体情報の紹介、参画の機会等情報提供を行っている。	B	前年度事業の継続のため。	地域 活性 性課

大綱 3 の各課事業の評価集計（単位：事業）

A 進んだ	2
B 現状維持	25
C あまり進んでいない	2
D まったく進んでいない	2
計	31

大綱 3 の評価 理由

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため。 委員の公募については男女の区別なく広く公募を行ったが、結果的に審議会等委員における男女のどちらかの割合は、40%を下回っている審議会等がある。 しかし、引き続き男女が幅広く市政に参画できるよう、広報、ホームページ等により情報提供を行ったほか、市民に随時 NPO に関する情報提供や、市民活動団体情報の紹介、参画機会等の情報提供を幅広く行い啓発を行った。
---	--

提言

- ① 市民が幅広く市政へ参画できるよう、市民委員の募集や審議会等の情報提供については、引き続き行う必要がある。
- ② 審議会等委員における男女のどちらかの割合が 40%を下回らないよう、市民に対してより一層の情報提供や啓発を行うなどの工夫が必要である。

大綱 4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策

1 法・制度の周知・啓発

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法・制度を、広報等や関係機関との会議等を通じて、市民及び事業者に対し周知・啓発を進めます。

法・制度が遵守されるよう、国や東京都との連絡体制の強化を図ります。

【施策評価の視点】

市民や事業者に対して、法・制度の周知・啓発をしているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
1	1	労働関係法・制度の周知啓発	都産業労働局等が作成する資料等を配布した。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
1	2	労働関係法・制度の周知啓発	東京都労働相談情報センターによるセミナーが 3 回開催され、共催、又は後援した。国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	A	使用者向け、労働者向けのセミナーに共催又は後援した。	地域 活性 課
1	3	育児・介護休業制度の普及・啓発	国、都が作成した制度に関するチラシ等を配布した。	B	前年度事業の継続のため。	政策室

1	4	育児・介護休業制度の普及・啓発	実施せず。国、都等が作成したパンフレット、冊子等の配布実績もなし。	D	未実施のため。	地域 活 性 課
1	5	事業者に法・制度遵守の啓発	東京都労働相談情報センターによるセミナーが3回開催され、共催、後援した。	A	使用者向け、労働者向けのセミナーに共催又は後援した。	地 域 活 性 課

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）支援の推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動や様々な情報提供等の支援を行います。

国等や関係機関が実施している育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、市民に対するワーク・ライフ・バランスの講習会や事業者に対する中小企業の取組み実施事例紹介等の普及促進事業を推進します。

【施策評価の視点】

- ① 市民や事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行っているか。
- ② ワーク・ライフ・バランスを普及促進させるための事業を推進しているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担 当 課
2	1	ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設	国、都、他の自治体等が作成した資料等を市役所2階男女共同参画コーナー等を利用して配布した。	B	前年度事業の継続のため。	政 策 室
2	1	ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため。	地 域 活 性 課

2	2	ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設	実施せず。	D	未実施のため。	政策室
2	2	ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設	実施せず。	D	未実施のため。	地域活性課
2	3	ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設	実施せず。	D	未実施のため。	地域活性課

3 労働者の権利の確保

パートタイム労働や派遣労働等を含め、労働者の権利が確保されるよう国のガイドラインの周知・啓発・情報の提供、相談体制の充実を図ります。

【施策評価の視点】

労働者の権利に関する情報提供を行っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業担当課
3	1	パートタイム労働者の環境改善の要請	労働に関する相談については東京都労働情報相談センターを紹介している。同センターにおいて雇用側との調整も行い、ケースによっては労働基準監督署へつなげる。	B	前年度事業の継続のため。	地域活性課
3	2	労働者の権利に関する情報提供	国、都の資料等を活用して、情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため。	政策室

3	2	労働者の権利に関する情報提供	東京都労働相談情報センターによるセミナーが3回開催され、共催、後援した。	A	使用者向け、労働者向けのセミナーに共催又は後援した。	地域活性化課
---	---	----------------	--------------------------------------	---	----------------------------	--------

4 事業者との連携強化

女性労働者の能力発揮の促進や職域拡大のため、企業の積極的な取り組みを奨励します。商工会等を通じ事業者との連携強化を図ります。

【施策評価の視点】

事業者との連携を図っているか。

施策	NO	事業名	23年度実績	評価	評価理由	事業担当課
4	1	女性就労の実態に関する調査研究	東京都が調査した調査結果等を把握した。	D	事業者と連携を図っているわけではないため。	地域活性化課
4	2	事業所の良好な就労環境の推進	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	D	事業者と連携を図っているわけではないため。	地域活性化課

5 自営業・農業における男女平等の推進

女性が家族従業者として正当な評価を得られるよう、自営業・農業における経営と家計分離の普及啓発を図ります。

【施策評価の視点】

農業における経営と家計分離の普及啓発を図っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
5	1	経営と家計分離の普及啓発	H21 年度 8 回開催 延べ 22 名参加 H22 年度 5 回開催 延べ 16 名参加 H23 年度 6 回開催 延べ 17 名参加	B	前年度事業の継続のため。	農業委員会

6 双方向の情報交換

固定的な性別役割分業意識の解消や会社優先の組織風土の是正に向けて、広く意識啓発のための広報活動を実施します。

また、市民や事業者の状況やニーズを把握するための、労働相談や各種調査の実施、商工会等を通じた事業者との情報交換を進めます。

【施策評価の視点】

- ① 固定的な性別役割分業意識に向けた意識啓発を行っているか。
- ② 市民や事業者の状況等を把握するための取組みを行っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
6	1	性別役割分業意識解消の啓発	フォーラム開催による啓発を行った。 国、都等の関連する冊子、他市での講演の情報等を提供した。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
6	2	性別役割分業意識解消の啓発	実施せず。	D	未実施のため。	地域 活性 課

6	3	労働環境の各種調査把握	東京都が調査した調査結果等を把握した。	B	前年度事業の継続のため。	地域活性化課
6	4	商工会等との情報交換	随時情報交換を行っている。	B	前年度事業の継続のため。	地域活性化課

7 チャレンジへの支援

在職者、及び子育て中の女性等再就職を希望する人に対する情報提供やスキルアップ講習、また、新たな起業相談といったチャレンジへの支援を行います。

求職者のために一時保育事業を実施する等、子育てサービスの充実により保育支援の強化を図ります。

【施策評価の視点】

在職者や再就職を希望する等の求職者に対して、情報提供やチャレンジするための支援を行っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業担当課
7	1	起業支援の情報の提供	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため。	地域活性化課
7	2	再就職希望者への自己啓発の支援	就職活動に関するセミナーの対象を絞り、4 回に分けて実施した。 若年者向け 41 名参加 中高年齢者向け 52 名参加 女性向け 41 名参加 一般向け 45 名参加	A	セミナーの対象を絞り、4 回に分けて実施した。	地域活性化課

7	3	再就職講座の実施	就職活動に関するセミナーの対象を絞り、4回に分けて実施した。 若年者向け 41名参加 中高年齢者向け 52名参加 女性向け 41名参加 一般向け 45名参加	A	セミナーの対象を絞り、4回に分けて実施した。	地域 活 性 課
7	4	職業相談・就職情報提供	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため。	地域 活 性 課
7	5	チャレンジへの支援	スキルアップ講習会の実施はしていない。国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	A	新たに情報提供を行ったため。	地域 活 性 課

大綱4の各課事業の評価集計（単位：事業）

A 進んだ	6
B 現状維持	12
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	7
計	25

大綱4の評価 理由

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため。 東京都労働相談情報センターによるセミナーの後援、共催の実施や再就職講座等の実施回数を増やす等進捗が見られた。一方、未着手の状況が継続している事業も多く、今後も改善が必要である。
---	---

提言

- ① 事業者との連携や企業の取組みの奨励について、改善の余地がある。商工会等を通じ、事業者との連携を強化することが必要である。
- ② 都や国が提供するセミナー等の情報を収集し、市民へ還元するとともに、市独自で実施できるものについては開催を検討する必要がある。また、庁内においても関係部課と情報を共有し、連携することが必要である。
- ③ 市が「ワーク・ライフ・バランス」の市民への好例となることが望ましい。

大綱5 子育て・介護を支える環境の充実

施策

1 子育てサービスの充実

市は、狛江市次世代育成支援行動計画を策定し、保育所の定員枠の拡大、待機児童の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施するとともに、計画の進行管理に努めます。

子育て支援をテーマとした教育講座の開設などの社会教育事業や広報紙を活用した子育て支援特集号の発行などの広報・啓発活動により、子育て支援の拡充を図ります。

身近な子育て情報を発信するための子育て情報ネットワークづくりを推進します。

【施策評価の視点】

- ① 子育てと就労等を両立するための支援を推進しているか。
- ② 子育て支援に関する情報を提供しているか。

施策	N O	事業名	23年度実績	評価	評価理由	事業担当課
1	1	子育て相談	子育て広場、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等との連携強化を図っている。学童保育所2ヶ所の午前開放事業の「あそびの広場」でも簡易な相談に応じている。	B	前年度事業の継続のため。	児童青少年課
1	1	子育て相談	子ども家庭支援センター、子育て支援課、児童相談所で子育て相談を受けるとともに、関係機関と連携して支援を行った。学童保育所「あそびのひろば」、保育園の園庭開放、野川たんぽぽひろばの中でも子育て相談を受けた。	B	計画どおりの内容がほぼ実行されているため。	子育て支援課

1	2	乳幼児保育の充実	認可保育所9ヶ所、認証保育所5ヶ所、認可外保育室1ヶ所、家庭福祉員1名により継続して保護者の就労の支援を図っていく。	B	前年度事業の継続のため。	児童青少年課
1	3	産休明け保育の充実	和泉保育園、駄倉保育園、多摩川保育園、狛江子どもの家の4園で、生後57日目からの受入を実施している。	B	前年度事業の継続のため。	児童青少年課
1	4	長時間開所保育の実施	認可保育園は11時間開所しており、市立保育園全園及び多摩川保育園では11時間開所後の1時間、延長保育を行っている。	B	前年度事業の継続のため。	児童青少年課
1	5	一時預かりの実施	駄倉保育園、市立保育園仮園舎、狛江保育園、家庭福祉員で一時保育を行っている。	A	平成23年5月1日より市立保育園仮園舎での一時保育を開始したため。	児童青少年課
1	5	一時預かりの実施	- 一時保育 家庭福祉員 延べ利用日数139日 - 子どもショートステイ 延べ利用日数26日	B	計画どおりの内容がほぼ実行されているため。	子育て支援課
1	6	障がい児保育の充実	障がいのある子どもを受け入れている。	B	前年度事業の継続のため。	児童青少年課

1	7	放課後児童健全育成事業 (児童館・学童クラブ)	和泉小学校放課後クラブを平成24年4月開設に向け準備。事業の充実を図った。	A	平成24年4月開設に向けた準備が完了したため。	児童青少年課
1	8	障がい児学童保育受入の充実	障がいのある子どもを受け入れている。	B	前年度事業の継続のため。	児童青少年課
1	9	認可外保育室運営費助成	認証保育所に対しては運営費を、毎月初日の在籍児童数に応じて補助。保育室に対しては運営委託料及び運営費補助として、施設充実費や健康管理費等の各補助項目を設けている。保育室を利用している保護者に対しては、入園料補助・保育料差額補助などの負担軽減事業も行っている。	B	前年度事業の継続のため。	児童青少年課
1	10	病児保育の充実	狛江すこやか病児保育室にて事業を実施した。 ・年間登録者数 334名 ・延べ利用日数 533名	B	年間登録者数は前年度に比べ、増えたものの、延べ利用日数はほぼ前年度並みのため。	子育て支援課

1	11	私立幼稚園への助成	幼稚園に対し指導監督を行うとともに、東京都等からのものを含め各種情報提供等を行っている。幼稚園に対し幼稚園協会を通じ教職員の研修、園児等の衛生管理、障がい児保育事業等に補助金を支給し、幼児教育の振興と充実を図っている。 また幼稚園に関するものとして、保護者が支払う保育料等に対し所得に応じ補助金を支給することで、保護者の財政負担の軽減と幼稚園への就園の奨励を図り、子育てと就労等の両立に寄与する。広報・ホームページで制度を周知し、就園した園児の保護者には幼稚園を通じ申請の案内を行っている。	B	前年同様なので評価Bだが、施策評価の視点にある子育てと就労等の両立及び情報提供について行えていると言える。	子育て支援課
1	12	児童放課後健全育成対策の充実	平成 23 年度より三小で三季休業中のフリースペースを開始。学年の異なる子どもたちの安心・安全な活動拠点の拡充を図った。	A	市内小学校 4 校で、三季休業中のフリースペースが実施でき、事業の充実が図れたため。	児童青少年課
1	13	事業所内託児所設置の要請	実施せず。	D	未実施のため。	児童青少年課
1	14	子育て支援教育講座の開設	実施せず。	D	未実施のため。	公民館

1	15	子育て支援広報	広報及び市ホームページにて情報提供を行うとともに、平成 23 年 10 月に開設した子育てサイトである「こまえ子育てねっと」により子育て情報を一元化し、積極的な情報発信を行った。	A	子育てサイトの開設により、わかりやすい子育て情報の提供に努めたため。	子育て支援課
---	----	---------	---	---	------------------------------------	--------

2 介護サービスの充実

市は、狛江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい福祉計画を着実に推進し、介護サービスの基盤整備、介護保険制度の適正運営、高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、高齢福祉サービスと障がい福祉サービスに関する情報提供を充実します。

【施策評価の視点】

- ① 高齢福祉・障がい福祉・介護サービスに関する情報提供が十分に行われているか。
- ② 関係機関との連携を図っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業担当課
2	1	在宅介護の支援	障がい者のしおりを作成し、障害者手帳配布時に渡している。相談支援の中で提供できるサービスについて情報提供を行っている（障がい者のしおりの改訂版を作成した）。また、障がい者就労支援センターで障がい者の就労に向けた支援や生活相談を行い、情報提供も行っている（23 年度実績については施策 6 No. 7 に記載）。	B	前年度事業の継続のため。	福祉サービス支援室
2	2	訪問看護ステーションとの連携	訪問看護ステーションとの情報交換	B	前年度事業の継続のため。	健康支援課

2	3	介護サービスの基盤整備 (人材確保研修等)	東京都介護支援専門員実施研修の受講要綱を総合相談窓口と地域包括支援センターにて配布した。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課
2	4	介護保険制度の周知	まなび講座を実施した。 また「こまへの介護保険」「シルバーガイドブック」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課
2	5	通所介護の充実	「こまへの介護保険」「シルバーガイドブック」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課
2	6	訪問介護の充実	「こまへの介護保険」「シルバーガイドブック」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課
2	7	短期入所生活療養介護の充実	「こまへの介護保険」「シルバーガイドブック」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課
2	8	地域包括支援センターの機能の充実	関係機関等との連絡調整を行った。 ケア会議を開催した。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課

3 人材の確保と研修

子育てや介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。

特に、男性保育士や男性ボランティアなどの確保に向けては、施設の改修や学習機会の提供の検討を行います。

【施策評価の視点】

①職員の能力向上と育成を図っているか。

②子育てや介護を支える担い手に対して、学習の機会を提供しているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
3	1	ボランティア 講座の開催	実施せず。	D	未実施のため。	福祉サ ービス 支援室
3	2	男性保育士の 確保（正規職員）	平成 23 年 4 月 1 日採用男性保育 士 1 名	A	昨年度に引続 き、新規に正規 職員として男 性職員を採用 したため。	職員課
3	3	男性保育士の 確保（嘱託・ 臨時職員）	採用募集は男女を対象とし、採用 の検討を行う。	B	前年度事業の 継続のため。	児童青 少年課

3	4	育児・介護者等の専門研修の実施	ヘルパー研修会を開催し、介護等についての市民の意識を高めるとともに、技術の向上や資質向上、学習機会の提供を行っている。 (ヘルパー研修会参加人数 14名)	B	前年度事業の継続のため。	福祉サービス支援室
3	5	乳幼児・障がい児保育研修の実施	障がい児保育相談員の嘱託、障がい児保育派遣研修の実施、障がい児保育担当者研修会の実施。 公立保育園で巡回相談を実施。保育園で保育者が適切な対応指導を行うため、専門家からの指導助言を受けている。あいとぴあ子ども発達教室「ぱる」での保育実践研修を開始した。	A	平成23年5月より、あいとぴあ子ども発達教室「ぱる」での研修を開始したため。	児童青少年課

4 男女平等意識の啓発

育児・介護に携わるすべての職員に対して、男女平等についての研修制度を充実させ、パンフレット等の情報提供を行います。男女平等意識の啓発とリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及と実践を促進します。

【施策評価の視点】

- ① 職員に対して、男女平等意識の啓発を行っているか。
- ② リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及と啓発を行っているか。

施策	NO	事業名	23年度実績	評価	評価理由	事業担当課
----	----	-----	--------	----	------	-------

4	1	関係職員に対する男女平等意識の啓発	男女平等理解のための職員研修会実施。参加者 29 名。 ハラスメント（パワハラ・セクハラ）防止研修を実施。参加者 27 名。	B	男女平等理解のための研修を実施したため（隔年で実施）。	職員課
4	2	家庭における男女平等教育の推進	女性セミナーⅠ「大人のしゃべり場～お母さんを支えるグループワーク～」全 7 回、女性セミナーⅡ「子育てについて考える」全 14 回を開催した。	B	主に親子関係をテーマにしているため。	公民館
4	3	関係職員に対するリプロダクティブ・ヘルス／ライツの研修	実施せず。	D	未実施のため。	職員課
4	4	健康づくり事業の推進（健康教室・看護・栄養等教室の開催）	健康教室 実施日数 14 日 参加人数 382 名 食育事業 実施日数 11 日 参加人数 130 名	B	前年度事業の継続のため。	健康支援課
4	5	自己健康管理システムの充実	実施せず。	D	未実施のため。	健康支援課

5 暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共施設、住宅のバリアフリー化等の整備を推進します。

【施策評価の視点】

誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共施設、住宅等が整備されているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
5	1	高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設	増設はしていない。 3 棟 45 室運営管理。 45 室在室 47 名（男性 14 名、女性 33 名） 平成 24 年 3 月末現在	B	前年度事業の継続のため。	介護 支援 課
5	1	高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設	実施せず。	D	平成 13 年度に新たに「狛江市住宅マスタープラン」の策定を行ったが、平成 23 年度は、取り組みを行っていないため。	都市 整備 課
5	2	特別養護老人ホームの建設と機能の充実	ベッド確保 桜ヶ丘延寿ホーム 27 床 いなぎ苑 10 床 こまえ正吉苑 54 床 こまえ苑 80 床 みやま大樹の苑 5 床 第二万寿苑 8 床	B	前年度事業の継続のため。	介護 支援 課
5	3	あいとぴあセンターの機能の充実	施設内各機関との連携	B	前年度事業の継続のため。	健康 支援 課

5	4	住宅のバリアフリーの推進	介護保険制度における住宅改修及び高齢者施策における自立支援住宅改修費給付において、住宅のバリアフリー化を行っている。どちらの制度も介護支援課が担当しており、相談等により最適なサービスを受けられるよう各制度の説明を行っている。	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課
5	5	道路・公園等のバリアフリーの推進	まちづくり条例による各関係部署の各課協議等を通じて、「公共的建築物の福祉環境整備基準」の遵守を要請するなど啓発推進を行っている。（要望件数 18 件） また、福祉基本条例を改正するとともにユニバーサルデザイン推進のための補助金を創設した。	A	新規に事業を立ち上げた。	福祉サービス支援室
5	6	道路・公園等のバリアフリーの推進	道路維持管理上必要な修繕や整備工事、緊急工事等を継続して行った。 公園を安全に使用できるように、園路の補修や施設の修繕等を行った。	B	今後も必要な施設に対して補修・修繕等を行っていく。	環境管理課
5	7	道路・公園等のバリアフリーの推進	・歩道のセミフラット化 市道第 693 号線：250m 調布都市計画道路 3・4・4 号線 L=281m 旧七小用地道路新設・拡幅 L=39m ・道路整備のための用地買収・設計 市道第 32・34 号線	B	歩道のセミフラット化及び、将来道路整備を行い、セミフラット化する予定路線の用地買収・設計を行っているため。	都市整備課

6 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、地域ケア・マネジメント体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいづくりに向けた身近な拠点整備を進めます。

【施策評価の視点】

- ① 関係機関との連携を行っているか。
- ② 地域で支える体制が充実しているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担 当 課
6	1	ホームヘルパー派遣制度の充実	ホームヘルパーの派遣について 公費で負担することで、介護を支える 環境の充実に繋がっている。 居宅介護サービス支給決定者 居宅介護 118 名 重度訪問介護 3 名 同行援護 20 名	B	前年度事業の 継続のため。	福祉サ ー ビス 支 援 室
6	2	心身障がい者 (児) 緊急一時保護事業の実施	心身障害者 (児) 緊急一時保護事業を実施することで、介護を支える 環境の充実に貢献している。 緊急一時保護サービス支給決定 数 48 件	B	前年度事業の 継続のため。	福祉サ ー ビス 支 援 室
6	3	配食サービスの充実	週 6 回 (月～土) までの夕食の配 食サービスを実施。 利用者 127 名 配食数 20,456 食 平成 24 年 3 月 31 日現在	B	前年度事業の 継続のため。	介護 支 援 課

6	4	入浴サービスの充実	障がい者の生活援助として介護等を支える環境の充実に貢献するため、身体障害者に対して訪問入浴サービスを行った。 利用人数 3名 実施回数 93回	B	前年度事業の継続のため。	福祉サービス支援室
6	5	保健センターの充実	集団がん検診の充実 乳幼児健診等の充実	B	前年度事業の継続のため。	健康支援課
6	6	老人福祉センターの充実	あいとぴあセンターで入浴・レクリエーションの場の提供。 23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）利用者数 22,402人	B	前年度事業の継続のため。	介護支援課
6	7	障がい者福祉センターの充実	あいとぴあセンター内「サポート」にて障がい者の就労支援、生活支援を行っている。 就労支援（職業相談・就労準備相談・職場実習・職場定着支援・離職支援等）1356件 生活支援（日常生活支援・不安や悩みの解消・豊かな社会生活を築くための支援・将来設計相談等）281件	B	前年度事業の継続のため。	福祉サービス支援室
6	8	相談機関との連携	相談支援事業所「リヒト」とあいとぴあセンター内「サポート」の各団体と月1回程度連絡調整会議を開き、情報交換や事例検討会を行っている。	B	前年度事業の継続のため。	福祉サービス

						支援室
6	9	福祉推進団体の活動拠点整備	あいとぴあセンター内に設置したボランティアセンター（社会福祉協議会）にて、ボランティアのつどい等の催しを行い、福祉推進団体の活動の場をもった。 ・ボランティアのつどい（第31回） 参加団体 35団体 参加者 750名	B	前年度事業の継続のため。	福祉サービス支援室

7 生きがいつくりの推進

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加の促進を図り、障がい者や高齢者などの生きがいつくりと能力活用を進めます。

【施策評価の視点】

生きがいつくりや能力活用を行っているか。

施策	N O	事業名	23年度実績	評価	評価理由	事業担当課
7	1	市民農園の活用	世帯ごとで利用しているため、家族利用が多い。男女の区別なく利用している。	B	前年度事業の継続のため。	地域活性化課
7	2	高齢者の能力開発講座の実施	市民大学を開催した。また、成人学習事業の中の西河原カレッジで「大人のステキ学5」、「郷土史講座」、「煎茶教室」を行った。	B	高齢者に特化した講座ではないが、時事問題をテーマに行っている。	公民館

7	3	健康管理資料の作成・配布	「健康ガイド」、がん検診等のお知らせの作成、郵送、配布 「母子健康手帳」、その他の資料配布	B	前年度事業の継続のため。	健康支援課
7	4	スポーツ・レクリエーション活動の推進	成人を対象に「成人スポーツ教室」、小・中学生を対象に「青少年スポーツ教室」「少年少女スポーツ大会」、市民を対象に「市民スポーツ大会」「市民スポーツデー」を実施し、スポーツに親しむ場を提供した。	B	前年度事業の継続のため。	社会教育課

8 子育て世代が交流できる場づくり・民間団体への支援

子育てに仕事にがんばる全ての母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しめたり、子育て相談や遊びをテーマとする「子育てカフェ」など、子育て世代が子どもと一緒に交流でき、世代を越えて交流を深める場づくりへの支援を進めていきます。また、子育て支援を行っている民間団体への支援を進めていきます。

【施策評価の視点】

子育て世代等が交流できる場づくりや、関係民間団体への支援を行っているか。

施策	N O	事業名	23年度実績	評価	評価理由	事業担当課
8	1	子育てカフェなどの子育て世代の交流の場づくりの支援	子育て世代の交流の場として子ども家庭支援センター、和泉児童館の子育てひろば、学童保育所「あそびのひろば」、保育園の園庭開放、野川たんぼひろばを行った。	B	計画どおりの内容がほぼ実行されているため。	子育て支援課

8	2	民間団体への支援	1 団体に後援、3 団体と共催の事業を行った。子育て市民情報サイト「こまえスマイルぴーれ」では、市内で活動している団体の活動を取り上げ紹介した。	B	計画どおりの内容がほぼ実行されているため。	子育て支援課
---	---	----------	--	---	-----------------------	--------

大綱 5 の各課事業の評価集計（単位：事業）

A 進んだ	7
B 現状維持	45
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	6
計	58

大綱 5 の評価 理由

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため。 新規事業としては、子育てサイトを開設し、子育てに関する情報の一元化と積極的な情報発信により、子育てサービスの充実を図った。また、ユニバーサルデザイン推進のための補助金を創設し、誰もが暮らしやすい建物等の整備を推進している。
---	--

提言

新規事業として立ち上げたものを市民や関係者に広く周知し、未着手事業に取り組むこと（例えば、比較的予算がかからずに行える啓発事業等）で、子育て・介護を支える環境の充実を図ることが必要である。

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策

1 ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

DVを根絶するためには、全ての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取り組みは、全ての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

【施策評価の視点】

- ① すべての世代に対して、予防のための啓発を行っているか。
- ② 若年層に向けた暴力予防の取組みをしているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
1	1	広報啓発活動の普及	国、都等DVに関する冊子、また他の自治体等で実施する講座、講演会等のチラシを市役所2階男女共同参画コーナー等を利用して配布した。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
1	2	デートDVに関する啓発	都作成「デートDVってなんだろう？」を市役所2階男女共同参画コーナー等を利用して配布した。	D	若年層を対象とした啓発は行えていないため。	政策室
1	3	学校における暴力防止教育	都教委事業「ふれあい月間」に年3回取り組み、問題行動等に対してきめこまかく取り組んだ。児童虐待防止研修セットを活用して、児童・生徒の虐待防止に取り組んだ。	A	新規事業である児童虐待防止研修は、教員の意識啓発を図るのに極めて有効であった。	指導室

2 ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

DVは、家庭内で起こる傾向があり、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

配偶者等から暴力を受けた場合の相談相手は、友人・知人が6割弱、次いで家族が5割弱、医師が1割強となっています。

DVを発見し情報提供してもらうためには、被害者から相談を受けた方からの情報提

供をはじめとして、学校や児童相談所、民生委員・児童委員、町内会・自治会、相談窓口、医師会などの関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上での市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護など、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行っています。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

【施策評価の視点】

- ① 情報提供から自立支援に至るまで、被害者の状況に応じた支援をしているか。
- ② 職員による二次被害防止の取り組みを行っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業 担当 課
2	1	診察などを通じての発見と対応	関係者から情報提供や通報・連絡を受ける窓口となっている。	B	前年度に引き続いて、情報提供から自立支援に至るまで、被害者の状況に応じた支援に努めたため。	子育て支援課
2	2	関係者による情報提供の周知	実施せず。	D	未実施のため。今後検討する。	政策室

2	2	関係者による 情報提供の周 知	関係者から情報提供や通報・連絡 を受ける窓口となっている。	B	前年度に引き 続いて、情報提 供から自立支 援に至るまで、 被害者の状況 に応じた支援 に努めたため。	子 育 て 支 援 課
2	3	被害者の安全 確保	母子自立支援員による緊急一時 保護施設への保護など、被害者への 安全確保を最優先に取り組んでいる。	B	前年度に引き 続いて、情報提 供から自立支 援に至るまで、 被害者の状況 に応じた支援 に努めたため。	子 育 て 支 援 課
2	4	子どもの安全 確保とケア	母子自立支援員による相談窓口 での相談、及び電話相談において、 情報提供、関係機関と連携し、被害 者の安全と生活の場の確保及び自 立支援に努める。	B	前年度に引き 続いて、情報提 供から自立支 援に至るまで、 被害者の状況 に応じた支援 に努めたため。	子 育 て 支 援 課
2	5	民間シェルタ ーへの支援の 検討	実施せず。	D	未実施のため。	子 育 て 支 援 課
2	6	被害者の自立 支援	母子自立支援員による相談窓口 での相談及び電話相談において、情 報提供、関係機関と連携し、被害者 の安全と生活の場の確保及び自立 支援に努めた。	B	前年度に引き 続いて、情報提 供から自立支 援に至るまで、 被害者の状況 に応じた支援 に努めたため。	子 育 て 支 援 課

2	7	二次被害の防止	職員課と共催で職員研修を実施した。「DV被害者及びDV加害者への対応について～二次被害を防止するために～」(講演者 西山さつき氏 参加者 30 名)	A	新規に行ったため。	政策室
---	---	---------	--	---	-----------	-----

3 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決に向けて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療においてケガの診断から暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市・警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携して、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

【施策評価の視点】

- ① 相談先の周知を図っているか。
- ② 庁内や関係機関との連携を図っているか。

施策	N O	事業名	23 年度実績	評価	評価理由	事業担当課
3	1	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知	「広報こまえ」やホームページ等を利用して、周知を行った。市庁舎や公共施設等の女子トイレに掲示している相談窓口のポスターを貼りなおした。また新たに男子トイレに掲示した。	A	ポスターの内容を充実させたため。	政策室
3	2	関係機関との連携強化	母子自立支援員による相談窓口における対応及び電話相談において、必要に応じて、関係機関との連絡、連携による相談援助活動、情報提供を行った。	B	関係機関との連携に努めたため。	子育て支援課

3	3	庁内連携の強化	関係部署で組織するDV（ドメスティック・バイオレンス）及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、DV等に関する相談状況や各課における対応状況について、情報交換等を行った。	B	前年度事業の継続のため。	政策室
3	3	庁内連携の強化	母子自立支援員による相談窓口における対応及び電話相談において、必要に応じて、関係部署との連絡、連携による相談援助活動、情報提供を行った。	B	庁内の関係部署との連携に努めたため。	子育て支援課

各課事業の評価集計（単位：事業）

A 進んだ	3
B 現状維持	9
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	3
計	15

評価

理由

B	新たな研修を実施したり、内容を充実させたりする等進捗が見られるが、前年度からの継続事業が半数以上を占めるため。
---	---

提言

- ① 情報提供の重要性や相談窓口の周知のため、関係機関との協力・連携をより図っていく必要がある。
- ② DV予防のためには、若者層向けの周知・啓発が必要であり、若者層が利用するインターネット等の様々な媒体を活用して周知・啓発事業の推進が不可欠である。
- ③ 複雑・多様化するDVの相談に適切に対応するために、相談体制の整備（相談員の養成等）の強化を図る必要がある。

推進体制の強化

推進体制強化に向けた取組み

①男女共同参画推進のための拠点整備

男女共同参画推進施策・事業を着実に推進していくために、専門担当課の設置や人員の補強を目指し、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

計画や事業の推進状況を検討するための第三者機関として、計画推進会議の設置の検討をします。

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討をします。

男女平等条例制定の検討においては、審議会を設置し、市民参加や事業者との協働のもとに検討を進めていきます。

男女共同参画施策の進捗状況等の情報公開にあたっては、市の広報紙やホームページ等を活用し、市民への公表に取り組みます。

女性グループへの支援や女性グループ・市民・事業者の相互の交流や連携が必要で、市はネットワーク構築をサポートしていきます。

これらの推進体制強化に向けての男女共同参画推進のための拠点づくりや整備を進めていきます。

23 年度実績	担当課
男女共同参画推進委員会を設置した。	政策室
女性のみで構成される市民活動団体等に対しても区別なく運営している。ネットワークについては特に進捗していない。	地域活性課
旬の話題を取り上げ各講座を展開している。また、希望があればサークルの紹介を行っている。	公民館

②狛江市の取組み

一般行政職における女性割合の 30%確保を目標に、市職員の長期的な行政運営を考

慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市内の一事業所として率先して男女共同参画社会の実現を目指すために、職員全員を対象とする男女平等意識の確立に向けた意識啓発と研修制度の強化を図ります。

あわせて、狛江市役所は市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランスの取組みを進めていきます。

23 年度実績	担 当 課
平成 23 年 4 月 1 日現在の一般行政職における女性割合は、26.8%のため、30%となるよう努めるとともに、女性職員がいない職場もあることから、男女のバランスのとれた配置となるよう努める必要がある。 また、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、平成 22 年度に育児休業制度の改正を行い、平成 23 年度は、2 名の男性職員が新規で育児休業を取得した。	職 員 課

資 料 編

○狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱（平成22年9月10日要綱第90号）

○狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

平成22年9月10日要綱第90号

平成24年3月28日要綱第28号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

（設置）

第1条 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」を全庁的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」の推進に関すること。
- （2） 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部の決定事項に関すること。
- （3） 男女共同参画施策の在り方に関すること。
- （4） その他議長が必要と認める事項

（組織）

第3条 会議は、別表に定める男女共同参画関連施策を担当する課の職員の中から市長が任命する委員をもって組織する。

2 会議に、議長及び副議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第5条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置要綱（平成13年要綱第36号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

選出区分	選出人員
企画財政部秘書広報室	1名
企画財政部政策室	1名
総務部職員課	1名
市民生活部地域活性課	1名
福祉保健部福祉サービス支援室	1名
福祉保健部介護支援課	1名
福祉保健部健康推進課	1名

児童青少年部子育て支援課	1 名
児童青少年部児童青少年課	1 名
建設環境部道路公園課	1 名
建設環境部都市整備課	1 名
教育部指導室	1 名
教育部社会教育課	1 名
教育部公民館	1 名
教育部図書館	1 名
合計	15名

平成 22・23・24 年度庁内推進会議 開催日及び主な議題

平成 22 年度

< 第 1 回庁内推進会議 >

10 月 29 日（金）午前 9 時～ 502・503 会議室

- 委員及び事務局紹介
- 議長・副議長の選出
- 狛江市男女共同参画推進計画について
- 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議の任務について
- 平成 22 年度推進状況報告書について
- 今後の会議の進め方について

< 第 2 回庁内推進会議 >

12 月 16 日（木）午後 2 時～ 502・503 会議室

- 平成 22 年度推進状況報告書の調査票について
- 今後の会議の進め方について

< 第 3 回庁内推進会議 >

2 月 23 日（水）午後 2 時～ 特別会議室

- 平成 22 年度推進状況報告書の調査票について
- 平成 22 年度推進状況報告書について
- 今後の会議の進め方について

平成 23 年度

< 第 4 回庁内推進会議 >

6 月 30 日（木）午後 2 時～ 502・503 会議室

- 平成 22 年度推進状況報告書について
- 今後の会議の進め方について

< 第 5 回庁内推進会議 >

8 月 11 日（木）午後 2 時～ 特別会議室

- 平成 22 年度推進状況報告書について
- 今後の会議の進め方について

<第6回庁内推進会議>

4月26日(木) 午前10時～ 特別会議室

- 副議長の選出
- 平成23年度推進状況報告書について
- 今後の会議の進め方について

<第7回庁内推進会議>

6月26日(木) 午前10時～ 502・503 会議室

- 平成23年度推進状況報告書について
- 今後の会議の進め方について

<第8回庁内推進会議>

8月1日(水) 午前10時～ 特別会議室

- 平成23年度推進状況報告書について
- 今後の予定について

<第9回庁内推進会議>

8月21日(火) 午前10時～ 特別会議室

- 平成23年度推進状況報告書について
- 今後の予定について

用語解説

【アンペイドワーク】

賃金の支払われない家事労働（家事・育児・介護）等は無償労働（アンペイド・ワーク）といわれ、その大半は専業主婦を中心とする女性が担っている。1990 年代後半以降、無償労働を社会的に評価する必要性が強調されている。

【NGO】

「Non-Governmental Organizations,」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、国内・国際の両方がある。日本では、NGO という言葉が、国際的なものとして使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用される。

【NPO】

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998 年 3 月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

【ケアマネジメント】

介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

【スキルアップ】

仕事に必要な技術や技能をスキルというが、これを自ら磨き上げて現在の仕事・昇進には勿論、再就職や、転職を有利にするのがスキルアップである。

【セクシュアル・ハラスメント】

職場・学校等で（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指す。例えば、「職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる」といった性別を問わない用例である。

異性にとって性的に不快な環境を作り出すような言動（職場に水着写真を貼る等）をすることや、自分の行為や自分自身に対して、相手が「不快」であると考えているのに関わらず、法令による場合や契約の履行以外での接触を要求すること、同性同士で同様の言動をすることも含まれる。

【セミフラット化】

歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さが歩道面より高い歩道構造にすること。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族や恋人等近親者間に起こる暴力全般を指す。身体的虐待：殴る・蹴る・突き飛ばす・髪を引っ張る・押さえつける・首を絞める・物をぶつける・物を使って殴る・物を壊す・熱湯や水をかける・煙草の火を押しつける・唾を吐きかける・部屋に閉じ込める・怪我をしているのに病院へ行かせない、等といった一方的な暴力行為。靴下を近づける、素足を顔に近づける等。精神的虐待：恫喝したり日常的に罵る・無視する・無能役立たずと蔑む・他人の前で欠点をあげつらう・友人と会わせない・終始行動を監視する・出て行けと脅す・別れるなら死ぬと狂言自殺する・子どもや身内を殺す等と脅す・ペットを虐待してみせる・野菜をちぎる、等。ストレスとなる行為を繰り返し行う。性的虐待：性交の強要・避妊をしない・特別な行為を強要する・異常な嫉妬をする、等一方的な行為で、近親間強姦とも呼べる。中絶賛成派は中絶をさせないこともこの中に含まれるとしている。経済的暴力：仕事を制限する・生活費を入れない・家の金を持ち出す・無計画な借金を繰り返す・買い物の指図をする、等。社会的隔離：近親者を実家や友人から隔離したがる・電話や手紙の発信者及び内容を執拗に知りたがる・外出を妨害する、など。

【メディア・リテラシー（情報活用能力）】

新聞やテレビ等の内容をきちんと読みとりマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のこと。イギリスやオーストラリア等の英語圏では、内容を読み解き、制作も手がけるメディア教育が盛んである。日本でもメディアリテラシーの重要性が教育界で叫ばれるようになり、新聞を使った授業等が行われている。メディアリテラシーが充実すると、メディアの実情がわかる消費者がふえ、マスメディア側の立場を危うくするが、マルチメディア時代には不可欠なものである。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】

世界保健機関（WHO）はその定義を「人々は安全で満足できる性生活を送り、子供を産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由を持つべきである。さらに人々は生殖に関連する適切な情報とサービスを受ける権利を有する。その対象はまた、性に関する健康も含まれており、その目的は、生殖や性感染症に関するカウンセ

リングやケアを受けられるにとどまらず、個人と他人の生活との相互関係を向上させることを目的としたものである」としている。ここでは「健康」と同時に「権利」が重視されており、その点からリプロダクティブ・ヘルス／ライツと記載される。

【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、働き方の見直し等により、多様な選択が可能な社会を作り、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることとされる。

登録番号（刊行物番号）

H24－18

平成 23 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書

平成 24 年 10 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03（3430）1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 90 円